

新型コロナ家計急変世帯に対する支援策

会社の倒産、失業などにより家計が急変した方で申請を希望する場合はご相談ください。

(以下の基準に該当する方)

①授業料の減免

就学支援金の対象とならない、授業料を納付することとなった世帯の授業料減免

<基準>

○家計急変基準

県立学校に在学する保護者等で、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、自己の責めによらない会社等の倒産、失業及び所得が生活保護基準の1.5倍以下(※1)の所得水準まで激減したことにより、学納金を納付することが困難となった者

※1 収入の目安：4人世帯で425～360万円未満程度(地域による)

○授業料納付基準

保護者等の道府県民税及び市町村民税所得割額の合算額が507,000円以上(※2)

※2 収入の目安：910万円未満程度

→授業料納付基準以上の所得から家計急変基準まで所得が激減した方

☆令和元年度授業料を納めていた(前年度の所得では納付基準に該当する予定の)世帯が申請できます。

<申し込み>

●保護者による申し込み 直近3か月の収入状況の分かる書類を御用意ください。

●家計急変した時から申し込みが可能です。

締切：5月29日(金)

②奨学給付金<返済不要>

生活保護世帯、住民税非課税世帯を対象とした授業料以外の教育費支援

<基準>

県立学校に在学する保護者等で、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、自己の責めによらない会社等の倒産、失業及び所得が非課税世帯(※)の所得水準まで激減したことにより、学納金を納付することが困難となった者 ※非課税世帯の目安：4人世帯で270万円未満程度

<申し込み>

●保護者の方が申し込み ①とは別に申し込みが必要です。証明書は別途案内。

●家計急変した時から申し込みが可能です。(通常年1回、7月)

締切：6月以降 随時

世帯状況	給付額(年額)
生活保護受給世帯【全日・定時・通信】	32,300円
非課税世帯(第1子)【全日・定時】	84,000円
非課税世帯(第2子)【全日・定時】	129,700円
非課税世帯【通信】	36,500円
生活保護受給世帯・非課税世帯【専攻】	36,500円

担当 事務室 高田

電話 0558-22-3164